

介護についてお困りではありませんか？

居宅介護支援事業所のご案内

○居宅介護支援事業所とは

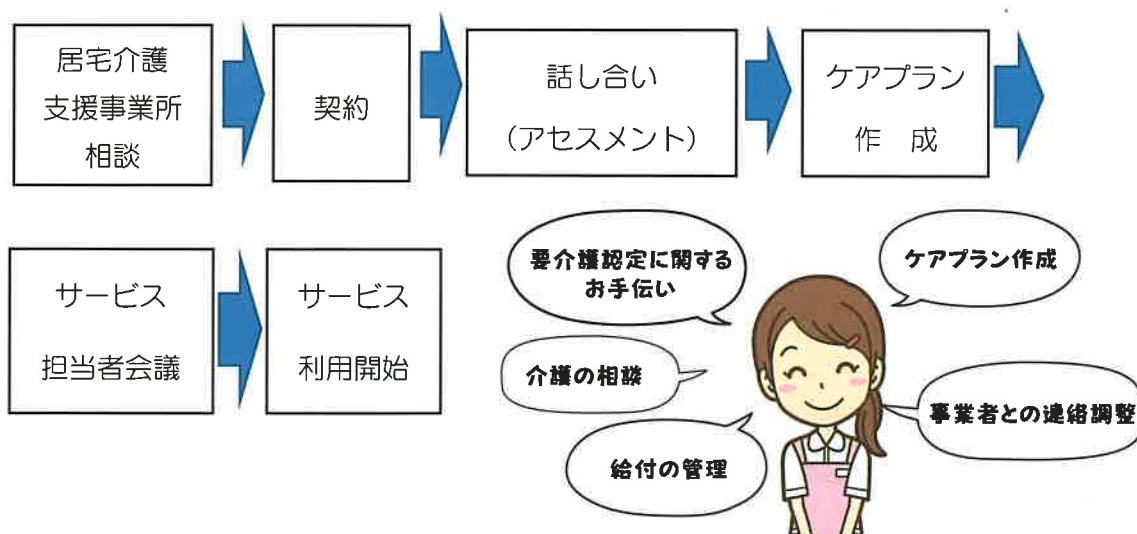
自宅で介護保険サービスを利用するための相談、調整、サービス計画書の作成を行います。私達は、身体状況に応じて必要なケア・サポートを提案するだけでなく、ご本人の生活スタイルや考え方などを考慮し、さらに自立を促すことを目標としています。まずは、ご本人が何を望んでいるのか、また一日の生活の送り方など、ご本人らしさが反映された生活をサポートしていきます。

○こんな視点を大切にしていきましょう

- (1) 尊厳を守りましょう
- (2) 自分でできる事は自分で 自分の持つ力を発揮しましょう
- (3) 根本的な原因を考えましょう



相談からサービス利用までのイメージ



早めの対応が介護のポイントです！

社会福祉法人 清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所(ホームヘルパー)

福祉用具貸与について紹介

○福祉用具貸与ってどんな制度？

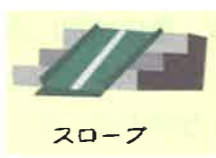
介護保険によって福祉用具をレンタルできる制度のことです。要介護認定か要支援認定を受けた人が対象で、利用者の自己負担額は1割～3割になります（利用する業者・品目によって利用料金が異なります）。サービスを利用したい場合、居宅介護支援事業所にご相談ください。

【要支援1～要介護5 対象品目】

○手すり



○スロープ



*取り付けに際し工事を伴わないもの

○歩行器



*シルバーカーは対象外

○歩行補助杖



*1本杖は対象外

【要介護2～要介護5 対象商品】

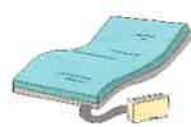
○特殊寝台



○車椅子



○床ずれ防止用具



○移動用リフト



○認知症老人徘徊探知機



○自動排泄処理装置



○体位変換器



※要支援・要介護1でも、医師や市町村が必要と認めた場合に限り利用となる場合がありますので、ご相談ください。

介護保険サービスに関することお気軽にご相談ください。

社会福祉法人清里町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
営業日 月～金曜日 8:15～17:00 (祝祭日及び年末年始は除く)
お問い合わせ ☎ 0152-25-2943



お客様がご自宅で安心して過ごせるよう、私たち職員が精一杯の笑顔で日常生活をサポートいたします。



ホームヘルパーができること

「身体介護」サービス

お風呂介助・体を拭く、トイレ介助、着替えの介助、身体整容（爪切り）
食事介助、口内ケア、外出介助（買い物・用足し等）、歩行等の介助
通院介助、服薬確認と介助、体調確認（体温・血圧測定・補助）等



「生活支援」サービス

調理、掃除、洗濯、買い物（代行）、ゴミの分別・ゴミ出し等



ホームヘルパーができないこと

「身体介護」サービス

- ★T字剃刀を使用した髭剃り
- ★まき爪や変形した爪を切る
- ★耳垢の除去
- ★散歩を目的とした外出 等

「生活支援」サービス

- ★同居家族様分の調理
- ★普段使用していない部屋の掃除
- ★庭掃除・除雪
- ★神棚や仏壇の掃除
- ★大掃除
- ★換気扇掃除
- ★ワックスがけ
- ★電球の取り換え
- ★窓ふき 等

(サービスをご利用できる方)

- ◎ 介護認定を申請し「要支援」「要介護」の認定を受けた方。
 - ◎ 基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された方。
- ※介護認定に関するご相談は、清里町地域包括支援センター (25-2943)、清里町役場保健福祉課福祉介護グループ (25-3847) が窓口となります。

(訪問実施エリア)

清里町内を中心に訪問しております。 ※町外エリアについてはご相談下さい

(ホームヘルプサービスご利用に関するご相談)

社会福祉法人 清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

〒099-4405 斜里郡清里町羽衣町 35 番地 35 (清里町保健センター内)

☎(0152)22-4840 月～金曜日 8:15～17:00 年末年始は除く)

お気軽にご相談ください。